

第142期

# 定時株主総会および 普通株主様による 種類株主総会招集ご通知



日 時

2022年6月28日(火曜日) 午前10時



場 所

高知市堺町2番24号  
当行本店5階ホール

議 案

## 【第142期定時株主総会】

- 第1号議案 ▶ 剰余金処分の件
- 第2号議案 ▶ 定款一部変更の件（第2種優先株式に関する規定の新設）
- 第3号議案 ▶ 定款一部変更の件（株主総会参考書類等の電子提供措置）
- 第4号議案 ▶ 定款一部変更の件（補欠監査役に関する規定の新設）
- 第5号議案 ▶ 取締役1名選任の件
- 第6号議案 ▶ 補欠監査役1名選任の件

## 【普通株主様による種類株主総会】

- 議 案 ▶ 定款一部変更の件（第2種優先株式に関する規定の新設）

### 【ご来場自粛のお願い】

新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中での開催となります。  
閉ざされた会場での長時間の開催は、感染リスクを高めるおそれがございます。  
議決権行使は書面（郵送）またはインターネット等で行い、株主総会当日のご来場は、感染回避のため自粛をご検討ください。  
何卒ご理解、ご協力のほど、お願い申し上げます。  
なお、詳しくは1頁をご参照ください。

- 株主さま同士のお席の間隔を広く取るため、会場の席数を大幅に少なくしております。  
ご用意した席数を超える株主さまがお見えの場合、悪しからずご入場をお断りする場合がございます。
- お土産およびお茶のご用意はございません。  
何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。



郷土高知を照らす太陽と、「熱意」の姿勢を赤に、  
穏やかにそびえる山々と、「調和」への願いを緑に、  
躍る黒潮と、「誠実」の精神を青にたとえて。

高知銀行のシンボルマークは「ビビッドK」。  
右上の赤は地域の皆さまを、  
右下の緑は地元企業の皆さまを、  
そして、それぞれのニーズを受け止める  
高知銀行を左の青で表しています。

## 新型コロナウイルス感染症の 対策に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染予防および拡散防止のため、株主さまの安全を第一に考え、株主総会の開催方針を以下のとおりとさせていただきます。

何卒ご理解、ご協力のほど、お願い申し上げます。

**新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔み申しあげるとともに、罹患されました皆さま、そして感染拡大により生活に影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。**

**本総会は、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中での開催となります。閉ざされた会場での長時間の開催は、感染リスクを高めるおそれがございますので、株主総会当日のご来場を見合わせ、書面（郵送）またはインターネット等による事前行使を是非ご利用ください。（詳細は5頁から8頁をご参照ください。）**

- ①株主さま同士のお席の間隔を広く取るため、会場の席数を大幅に少なくしております。ご用意した席数を超える株主さまがお見えの場合、悪しからずご入場をお断りする場合がございます。
- ②お土産およびお茶のご用意はございません。
- ③ご出席される株主の皆さまにおかれましては、アルコール消毒液のご利用やマスク着用のうえご出席等、感染拡大防止のための措置へのご協力をお願いいたします。
- ④当日、体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただき、株主さまの体温を計測させていただく場合がございます。  
計測の結果、37.5度以上の発熱が確認された場合は、ご入場の制限等をさせていただきます。
- ⑤株主総会に出席する役員、運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の1日も早い収束を心よりお祈り申し上げます。

## 経営理念

### 熱意

高知銀行は、限りない熱意をもって、地域の発展と暮らしの向上に貢献します。

### 調和

高知銀行は、調和のとれた経営をもって、お客さまの信頼に応えます。

### 誠実

高知銀行は、創意と誠実をもって、お客さまに奉仕します。

## 目次

新型コロナウイルス感染症の 対策に関するお知らせ	1
招集ご通知	3
議決権行使等についてのご案内	5
株主総会参考書類	
【第142期定時株主総会】	
第1号議案 剰余金処分の件	9
第2号議案 定款一部変更の件 (第2種優先株式に関する規定の新設)	10
第3号議案 定款一部変更の件 (株主総会参考書類等の電子提供措置)	17
第4号議案 定款一部変更の件 (補欠監査役に関する規定の新設)	19
第5号議案 取締役1名選任の件	21
第6号議案 補欠監査役1名選任の件	23
【普通株主様による種類株主総会】	
議案 定款一部変更の件 (第2種優先株式に関する規定の新設)	25
添付書類	
事業報告	
1. 当行の現況に関する事項	27
2. 会社役員(取締役および監査役)に関する事項	35
3. 社外役員に関する事項	43
4. 当行の株式に関する事項	45
5. 会計監査人に関する事項	47
6. 財務および事業の方針の決定を支配する者の 在り方に関する基本方針	47
計算書類・連結計算書類	49
監査報告書	53

# 株主各位

高知市堺町2番24号  
**株式会社高知銀行**  
取締役頭取 海治勝彦

## 第142期定時株主総会および普通株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当行第142期定時株主総会および普通株主様による種類株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会には、第2号議案として「定款一部変更の件（第2種優先株式に関する規定の新設）」を上程いたしますが、この議案につきましては、会社法第322条第1項に基づくご決議をいただくため、普通株主様による種類株主総会を併せて開催させていただくこととなりました。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえまして、株主の皆さまの安全確保および感染拡大防止のために、本年は株主総会当日のご来場を見合わせ、書面（郵送）またはインターネット等による議決権の事前行使をお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時	2022年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所	高知市堺町2番24号 当行本店5階ホール
3. 目的事項	<b>第142期定時株主総会</b> 【報告事項】 1. 第142期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件 2. 第142期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  【決議事項】 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件（第2種優先株式に関する規定の新設） 第3号議案 定款一部変更の件（株主総会参考書類等の電子提供措置） 第4号議案 定款一部変更の件（補欠監査役に関する規定の新設） 第5号議案 取締役1名選任の件 第6号議案 補欠監査役1名選任の件

## 普通株主様による種類株主総会

## 【決議事項】

議 案 定款一部変更の件（第2種優先株式に関する規定の新設）

以 上

- 株主さま同士のお席の間隔を広く取るため、会場の席数を大幅に少なくしております。  
ご用意した席数を超える株主さまがお見えの場合、悪しからずご入場をお断りする場合がございます。
- お土産およびお茶のご用意はございません。  
何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

## インターネットによる開示事項について

- ◎ 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および当行定款の定めにより、インターネット上の当行ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
  - ①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」「業務の適正を確保する体制」
  - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
  - ③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 なお、これらの事項は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、計算書類および連結計算書類に含まれております。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ホームページに掲載することによりお知らせいたします。

当行ホームページ <https://www.kochi-bank.co.jp/>

## 招集にあたってのご案内

- ◎ 当日ご出席の際は、本招集ご通知をご持参いただくとともに、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、議決権行使書用紙をご持参いただいても、株主さまでない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主さま以外の方はご入場できませんので、ご理解を賜りたく存じます。
- ◎ 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面によりご通知ください。

株主総会  
参考書類

事業報告

連結計算書類・  
計算書類

監査報告書

# 議決権行使について

本株主総会の議案を「株主総会参考書類」9頁から25頁に記載しておりますので、ご検討のうえ、以下のいずれかの方法にて議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

## 郵送による議決権行使の場合



### 行使期限

2022年6月27日(月曜日)  
午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書に各議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

詳細は6頁をご参照ください。

## インターネット等による議決権行使の場合

ご推奨



### 行使期限

2022年6月27日(月曜日)  
午後5時30分まで

議決権行使ウェブサイトへアクセスし、行使期限までに各議案に対する賛否をご入力いただき、議決権をご行使ください。

詳細は7頁をご参照ください。

## 株主総会ご出席の場合



### 開催日時

2022年6月28日(火曜日)  
午前10時

当日ご出席の際は、本招集ご通知をご持参いただくとともに、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主さまに委任するに限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

## 機関投資家の皆さまへ

### 議決権電子行使プラットフォームがご利用いただけます。

機関投資家の皆さまに関しましては、本総会につき、株式会社「ICJ」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

(1) インターネットでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル ☎0120(652)031 (受付時間 9:00~21:00)

(2) 上記(1)以外のご照会(住所・株式数など)は、下記にお問い合わせください。

①証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

②証券会社に口座のない株主様(特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部 ☎0120(782)031 (受付時間 土日休日を除く 9:00~17:00)

# 【郵送による議決権行使のご案内】

本株主総会にご出席されず、郵送による議決権行使をされる場合は、同封の「議決権行使書」に各議案に対する賛否について、以下をご参考にご記入のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。（切手の貼付はご不要です。）

行使期限 ▶▶▶▶ 2022年6月27日（月曜日）午後5時30分到着分まで

## 議決権行使書用紙

議決権行使書		株主番号	議決権行使個数						個	
株式会社高知銀行 御中			第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	普通株主様による	議案
<p>私は、2022年6月28日開催の発行第142期定時株主総会および普通株主総会による種類株主総会（継続会または延会を含む）の各議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。</p> <p>2022年6月 日</p>		定時株主総会	○	○	○	○	○	○	○	○
<p>第142期定時株主総会および普通株主総会による種類株主総会の各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取扱います。</p> <p>株式会社高知銀行</p>			○	○	○	○	○	○	○	○

お願い

- 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月27日午後5時30分までに到着するようご返送ください。
- 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと○印をご記入ください。
- 議決権をインターネットで行使される場合、下のQRコードをスマートフォンで読取るか、裏面記載のウェブサイトへアクセスし、2022年6月27日午後5時30分までにご行使ください。この場合、議決権行使書を送送される必要はありません。

可取態

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード

株式会社高知銀行

インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。株主総会にご出席の際は、この用紙の右片を切離さずにそのまま会場受付にご提出ください。

こちらに、各議案の賛否をご表示ください。

賛成の場合：「賛」の欄に○印

反対の場合：「否」の欄に○印

インターネットによる議決権行使に必要な「QRコード」が記載されています。

各議案につき賛否の表示をされない場合は、「賛」の表示があったものとして取り扱うこととさせていただきます。

# 【インターネット等による議決権行使のご案内】

本株主総会にご出席されず、インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ以下の事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

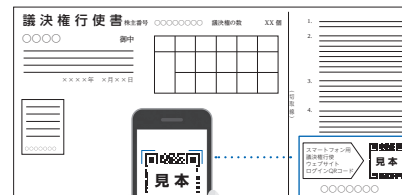
行使期限 ▶▶▶▶ 2022年6月27日（月曜日）午後5時30分入力完了分まで

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく  
議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

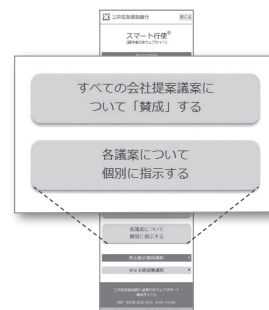


- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



※議決権行使書用紙はイメージです。



# 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト

ウェブ行使  
<https://www.web54.net>



- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。
- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。
- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「次へすすむ」をクリック

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

## ご注意事項

- ◎ 郵送とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等により行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ◎ インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ◎ スマート行使での議決権行使は1回に限ります。行使後に内容を変更される場合は議決権行使ウェブサイトをご利用ください。
- ◎ 「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」をご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者への料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

インターネット等による  
議決権行使に関するお問合せ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

 0120(652)031 (受付時間 9:00~21:00)

## 第1号議案 ▶ 剰余金処分の件

当行は、安定的な経営基盤の確保と健全な財務体質への強化を図るとともに、フローの利益とストックの内部留保に応じ、弾力的に配当金をお支払いする方針としております。

なお、第1種優先株式につきましては、所定の配当金とさせていただくものであります。

第142期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

<b>1</b> 配当財産の種類	金銭
<b>2</b> 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当行普通株式 1株につき・・・・・・・・・・金15円 配当総額・・・・・・・・・・152,492,340円  当行第1種優先株式 1株につき・・・・・・・・・・金15円7銭2厘 配当総額・・・・・・・・・・113,040,000円  中間配当金を含めた年間配当金 当行普通株式1株につき・・・・・・・・金25円 当行第1種優先株式1株につき・・・金25円12銭
<b>3</b> 剰余金の配当が効力を生じる日	2022年6月29日

## 第2号議案 ▶ 定款一部変更の件（第2種優先株式に関する規定の新設）

### 1. 変更の理由

当行を取り巻く市場環境に応じて、地域金融機関として継続的に金融仲介機能を発揮していくため、中長期的な資本政策および財務戦略上の柔軟性、機動性の確保の観点から、新たな種類の株式としての第2種優先株式の発行を可能とするため、諸規定の追加を行うものであります。

第2種優先株式の発行条件について、現時点では具体的に決定しておりませんが、実際に発行する際には、その時点の市場環境等を踏まえて検討のうえ決定いたします。具体的には、発行条件が公正なものとなるように、外部算定機関からの理論的価値評価、当行の事業環境・財務状況、わが国の金融・経済状況等についても総合的に勘案のうえ決定いたします。

- (1) 新たな株式の種類として第2種優先株式を追加するため、現行定款第6条に第2種優先株式の発行可能種類株式総数を新たに追加するものであります。
- (2) 変更案第2章の3において第2種優先株式に関する規定を追加するとともに、その他所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株式	第2章 株式
(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)	(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)
第6条 当銀行の発行可能株式総数は、40,900,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。	第6条 当銀行の発行可能株式総数は、40,900,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。
普通株式 40,900,000株	普通株式 40,900,000株
第1種優先株式 40,900,000株	第1種優先株式 40,900,000株
	第2種優先株式 1,000,000株
(単元株式数)	(単元株式数)
第7条 当銀行の普通株式および第1種優先株式の単元株式数は、100株とする。	第7条 当銀行の <u>全ての種類の株式</u> の単元株式数は、 <u>それぞれ</u> 100株とする。

## 株主総会参考書類

招集ご通知

株主総会  
参考書類

事業報告

計算書類・  
連結計算書類

監査報告書

現 行 定 款	変 更 案
<p>第8条～第11条（条文省略）</p> <p>第2章の2 優先株式</p> <p>（第1種優先配当金）</p> <p>第11条の2 当銀行は、第34条第1項に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第1種優先株式を有する株主（以下、「第1種優先株主」という。）または第1種優先株式の登録株式質権者（以下、「第1種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第1種優先株式1株につき、第1種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭（以下、「第1種優先配当金」という。）の配当をする。配当年率は、8%を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度において第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して第11条の3に定める第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>2. ある事業年度において第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累</p>	<p>第8条～第11条（現行どおり）</p> <p>第2章の2 第1種優先株式</p> <p>（第1種優先配当金）</p> <p>第11条の2 当銀行は、第34条第1項に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第1種優先株式を有する株主（以下、「第1種優先株主」という。）または第1種優先株式の登録株式質権者（以下、「第1種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第1種優先株式1株につき、第1種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭（以下、「第1種優先配当金」という。）の配当をする。配当年率は、8%を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度において第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して第11条の3に定める第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>2. ある事業年度において第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>積しない。</p> <p>3. 第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、第1種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続きの中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続きの中で行われる同法第763条第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りでない。</p> <p>第11条の3～第11条の9（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>積しない。</p> <p>3. 第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、第1種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続きの中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続きの中で行われる同法第763条第1項第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りでない。</p> <p>第11条の3～第11条の9（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第2章の3 第2種優先株式</p> <p style="text-align: center;">(第2種優先配当金)</p> <p><u>第11条の10</u> 当銀行は、<u>第34条第1項に定める剰余金の配当を</u>するとき、<u>当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第2種優先株式を有する株主（以下、「第2種優先株主」という。）</u>または<u>第2種優先株式の登録株式質権者（以下、「第2種優先登録株式質権者」という。）</u>に対し、<u>普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第2種優先株式1株につき、第2種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第2種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合、またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）</u>に、<u>第2種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭（以下、「第2種優先配当金」という。）</u>の配当を</p>

## 株主総会参考書類

招集ご通知

株主総会  
参考書類

事業報告

計算書類・  
連結計算書類

監査報告書

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p>	<p>する。配当年率は、8%を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度において、<u>第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対して第11条の11に定める第2種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</u></p> <p>2. ある事業年度において第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額が第2種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>3. 第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対しては、第2種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続きの中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続きの中で行われる同法第763条第1項第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りでない。</p> <p><u>(第2種優先中間配当金)</u> 第11条の11 当銀行は、第34条第2項に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第2種優先株式1株につき、第2種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下、「第2種優先中間配当金」という。）を支払う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(第2種優先株主に対する残余財産の分配)</u>            第11条の12 当銀行は、残余財産を分配するときは、第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第2種優先株式1株につき、第2種優先株式1株当たりの払込金額相当額を踏まえて第2種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を支払う。</p> <p>2. 第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(第2種優先株主の議決権)</u>            第11条の13 第2種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(種類株主総会)</u>            第11条の14 当銀行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、第2種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(金銭を対価とする取得条項)</u>            第11条の15 当銀行は、第2種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第2種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当銀行は、かかる第2種優先株式を取得するのと引換えに、次項に定める財産を第2種優先株主に対して交付するものとする</p>

## 株主総会参考書類

招集ご通知

株主総会  
参考書類

事業報告

計算書類・  
連結計算書類

監査報告書

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p>	<p>。なお、第2種優先株式の一部を取得するときは、<u>按分比例の方法による。</u></p> <p>2. 当銀行は、第2種優先株式の取得と引換えに、<u>第2種優先株式1株につき、第2種優先株式の払込金額相当額を踏まえて第2種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。</u></p> <p>(普通株式を対価とする取得条項)</p> <p><u>第11条の16 当銀行は、第2種優先株式の発行に先立って取締役会が別途定める日をもって、当該日までに当銀行に取得されていない第2種優先株式の全てを取得する。この場合、当銀行は、かかる第2種優先株式を取得するのと引換えに、第2種優先株主に対し、その有する第2種優先株式数に第2種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第2種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細は第2種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当該取締役会では交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。第2種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。</u></p> <p>(株式の分割または併合および株式無償割当て)</p> <p><u>第11条の17 当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および第2種優先株式の種</u></p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p>	<p>類ごとに、同時に同一の割合で行う。                  2. 当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式および第2種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。</p> <p>(優先順位)                  第11条の18 第1種優先株式および第2種優先株式に係る優先配当金、優先中間配当金および残余財産の分配における支払順位は同順位とする。</p>

### 第3号議案 ▶ 定款一部変更の件（株主総会参考書類等の電子提供措置）

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第15条（条文省略）	第12条～第15条（現行どおり）
<u>（参考書類等のインターネット開示）</u>	<u>（削除）</u>
第16条 当銀行は、株主総会参考書類，計算書類，連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。	
<u>（新設）</u>	<u>（株主総会参考書類等の電子提供措置）</u>
	第16条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第17条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. 平成元年2月1日前に締結した相互掛金契約に関する業務については、この定款の第2条の規定にかかわらず「金融機関の合併及び転換に関する法律」第24条第1項第6号で準用する同法第17条第1項の規定により継続するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>（新設）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（新設）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（新設）</u></p>	<p>2. <u>当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>第17条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. 平成元年2月1日前に締結した相互掛金契約に関する業務については、この定款の第2条の規定にかかわらず「金融機関の合併及び転換に関する法律」第24条第1項第6号で準用する同法第17条第1項の規定により継続するものとする。</p> <p>2. <u>定款第16条（参考書類等のインターネット開示）の削除および定款第16条（株主総会参考書類等の電子提供措置）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下、（施行日）という。）から効力を生じるものとする。</u></p> <p>3. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（参考書類等のインターネット開示）は、なお効力を有するものとする。</u></p> <p>4. <u>前二項および本項の規定は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

## 第4号議案 ▶ 定款一部変更の件（補欠監査役に関する規定の新設）

### 1. 変更の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役を選任するにあたり、定款を一部変更し、補欠監査役に関する規定を新設するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第5章 監査役および監査役会	第5章 監査役および監査役会
第26条（条文省略）	第26条（現行どおり）
<p>（選 任）</p> <p>第27条 監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;"><u>（新設）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（新設）</u></p>	<p>（選 任）</p> <p>第27条 監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>当銀行は、法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>3. <u>補欠監査役の選任の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>（任 期）</p> <p>第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了の時までとする。<u>ただし、補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了までとする。</u></p>	<p>（任 期）</p> <p>第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(新設)</u></p> <p>第29条～第32条 (条文省略)</p>	<p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>第29条～第32条 (現行どおり)</p>

## 第5号議案 ▶ 取締役1名選任の件

経営体制の強化および中長期的な企業価値向上を図るため、取締役1名を増員した9名体制といたく、取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

候補者につきましては、銀行業務に精通するなど、その知識および経験から銀行の経営を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者といたしました。

なお、取締役候補者の選任につきましては、独立役員が過半数を占める「指名報酬委員会」において、取締役の選任方針に基づいた適切な指名手続を経ているとともに、取締役会の実効性確保等の観点から候補者の見識や資質等を慎重に検討し、同委員会より、当行の取締役として適任であるとの提言を受けております。

また、候補者が本総会で選任された場合の任期は、当行定款の規定により、他の現任取締役の任期満了までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

男性	よし むら たか ひろ <b>吉村 卓浩</b>	(1964年9月30日生)	所有する当行の株式の種類および数	普通株式 1,600株
----	-----------------------------	---------------	------------------	-------------

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年 4月	当行入行	2019年 4月	当行執行役員経営統括部長委嘱
2007年 6月	当行佐川支店長	2020年 4月	当行執行役員事務システム部長委嘱
2010年 7月	当行経営統括部主任業務役	2021年 6月	当行上席執行役員事務システム部長委嘱
2013年 5月	当行経営統括部副部長	2022年 4月	当行上席執行役員営業本部長委嘱
2017年 4月	当行経営統括部長		営業本部担当(現任)

### 候補者の選任理由

吉村卓浩氏は、経営統括部において当行の課題や経営環境、金融行政の方向性を踏まえ、経営陣の意向を把握・反映し、BPRを含む中期経営計画、経営強化計画など重点施策の策定、実行、進捗管理に尽力するなど、銀行全体の経営管理能力を有しているほか、営業店長、事務システム部長を歴任するなど、広範な経験を有しております。さらに現在は営業本部長として、銀行全体の収益力強化に向けた取組みに貢献しており、取締役としての能力、資質が認められること、また社会的信用も十分であることから取締役候補者としました。

## 〈ご参考〉スキル・マトリックス

取締役候補者が有するスキルや経験等は以下のとおりであります。

なお、以下のスキルは、すべての専門性・経験・知見を表すものではありません。

氏名	スキル区分						
	企業経営 経営戦略	リスク管理	財務会計	企業審査・支援	市場運用	営業	デジタル IT戦略
吉村卓浩	○	○	○			○	○

- (注) 1. 取締役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
2. 吉村卓浩氏は、新任の取締役候補者であります。
3. 当行は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当行取締役および執行役員を含む被保険者の保険料を全額当行が負担しております。当該保険契約により被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補するものであり、1年毎に契約を更新しております。なお、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。吉村卓浩氏が原案どおり選任された場合は、引続き当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容にて更新する予定であります。

## 第6号議案 ▶ 補欠監査役1名選任の件

第4号議案「定款一部変更の件（補欠監査役に関する規定の新設）」が承認可決されることを条件とし、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

候補者につきましては、知識および経験を活かした独立的立場から、銀行経営の適切な監査の確保が期待できる者であり、取締役会の監督機能の実効性強化が期待できるため、補欠監査役候補者といたしました。

なお、補欠監査役候補者の選任については、独立役員が過半数を占める「指名報酬委員会」において、監査役の選任方針に基づいた適切な指名手続を経ているとともに、取締役会の実効性確保等の観点から候補者の見識や資質等を慎重に検討し、同委員会より、当行の補欠監査役として適任であるとの提言を受けております。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

男性	よし 吉岡	あきら 章	(1954年8月7日生)	所有する当行の株式の種類および数	普通株式	0株
----	----------	----------	--------------	------------------	------	----

### 略歴、地位および重要な兼職の状況

1979年 1月	高知市役所入職	2005年 4月	高知市企画財政部副部長
2000年 4月	高知市企画財政部財政課長	2006年 4月	高知市総務部長
2003年 4月	高知市企画財政部企画調整課長	2008年 4月	高知市副市長
2004年 4月	高知市企画財政部副部長	2020年 3月	高知市退職
	高知市企画財政部企画調整課長事務取扱	2020年 7月	社会福祉法人高知市社会福祉協議会会長(現任)

### 候補者の選任理由および期待される役割

吉岡 章氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、高知市行政における豊富な経験と、社会福祉法人高知市社会福祉協議会会長としての幅広い見識を有しており、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値向上への助言および提言の他、取締役会の監督機能の実効性強化が期待できると判断しました。また社会的信用も十分であることから、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

同氏が就任された場合は、指名報酬委員として当行役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した客観的立場から関与いただく予定であります。



- (注) 1. 補欠監査役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
2. 吉岡 章氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 吉岡 章氏が社外監査役に就任された場合は、同氏との間で会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。
4. 当行は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、監査役を含む被保険者の保険料を全額当行が負担しております。当該保険契約により被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補するものであり、1年毎に契約を更新しております。なお、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。吉岡 章氏が監査役に就任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容にて更新する予定であります。

以 上

## 株主総会参考書類

招集ご通知

### 種類株主総会参考書類

#### 議案 ▶ 定款一部変更の件（第2種優先株式に関する規定の新設）

株主総会参考書類10頁から16頁に記載の第2号議案「定款一部変更の件（第2種優先株式に関する規定の新設）」の内容と同一であります。

以上

株主総会  
参考書類

事業報告

計算書類・  
連結計算書類

監査報告書

〈メ モ 欄〉

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

# 第142期事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

## 1. 当行の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果等

#### 【当行の主要な事業内容】

当行の本店のほか支店71店舗において、預金業務、貸出業務、為替業務、証券業務、信託代理業務、投資信託窓口販売業務、損害保険窓口販売業務、生命保険窓口販売業務、エレクトロニクス・バンキングサービス等、地域に密着した営業活動を展開しております。

#### 【金融経済環境】

2021年度（2021年4月1日から2022年3月31日）の日本経済は、設備投資や生産に持ち直しの動きがみられたものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、個人消費や雇用環境は弱い動きが継続しており、総じて厳しい状況が続きました。

当行の主要営業基盤である高知県の経済は、公共投資は高水準で推移し、設備投資や住宅投資は緩やかな持ち直しの動きが続きましたが、生産や個人消費は一部に弱さがみられ、雇用・所得環境も安定感に乏しい状況が継続し、全体としては弱い動きとなりました。

#### 【事業の経過および成果】

こうした経済環境下、当行は全役職員が一致協力して地域に密着した営業活動を展開し、業績の向上と経営体質の改善強化に努めた結果、次のような実績となりました。

預金は期中60億円減少して、期末残高は10,025億円（前期末比0.60%減）となりました。

一方、貸出金は地域中小企業を中心とする事業資金に積極的に取り組みました結果、期中36億円増加して、期末残高は7,538億円（前期末比0.48%増）となりました。

また、有価証券は、期中40億円減少して、期末残高は3,035億円（前期末比1.33%減）となりました。

損益面では、役務取引等利益の増加、与信費用の減少及び営業経費の削減等により経常利益は前期比6億58百万円増加して20億50百万円（前期比47.28%増）、当期純利益は同7億42百万円増加して15億34百万円（前期比93.76%増）となりました。

### 【当行が対処すべき課題】

地域経済が生産年齢人口の減少や少子高齢化など基礎的な課題を内包するなか、新型コロナウイルス感染症の流行が長期化しており、回復に向けた懸命の努力を通じて、人々の価値観や社会活動は変容・刷新されております。

当行の課題は、これらの経営環境に適応して、地域経済の回復をサポートするとともに、それを持続的なものとするために経営基盤をより強固なものとしていくことであり、中期経営計画「こうぎん新創造 第Ⅱ期：進化」では、目指す姿として「地域の価値向上に貢献する金融インフラ」を掲げて、お客さまの事業や暮らしをサポートする営業戦略と組織を最適化する経営基盤戦略に基づく施策を策定しております。

目指す姿の実現に向けて、営業戦略においては地域の皆様の課題等に真摯に向き合い、事業の発展や新しい価値観を共に見出していく「価値共創

」に取り組んでまいります。また、「こうぎんSDGs宣言」のとおり、ステークホルダーや様々なパートナーと協働し、サステナブル社会の実現に貢献してまいります。

経営基盤戦略においては、デジタル技術等を活用することによって、情報をより効率的に共有できる体制を構築するとともに、業務の効率化を進め、お客さまの目線による高質な商品・サービスを提供する体制を推進してまいります。また、関連会社との連携を一層充実し、当行グループ全体のガバナンスを強化してまいります。

当行はこれからも、「ベスト・リージョナル・コラボレーション・バンク」を念頭に、地域の皆さまとの共通価値を創造する協働に努めてまいりますので、株主の皆さまにおかれましては、一層のご支援と変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

### 〈ご参考〉中期経営計画の数値目標（単体）

		2022年3月期 (計画)	2022年3月期 (実績)	2023年3月期 (計画)	2024年3月期 (計画)
主要計数目標	コア業務純益（※1）	2,137百万円	2,908百万円	2,390百万円	2,664百万円
	業務粗利益経費率（※2）	71.04%	67.4%	70.78%	70.02%
	当期純利益	10億円	15億円	12億円	13億円
	自己資本比率	8.9%程度	9.5%	8.9%程度	8.7%程度
地域密着型 金融の深化	中小規模事業者等向け貸出残高	4,570億円	4,614億円	4,575億円	4,580億円
	経営改善支援等の取組比率	5.99%	7.95%	6.14%	6.40%

（※1）コア業務純益（業務純益＋一般貸倒引当金繰入額－国債等債券関係損益）

（※2）業務粗利益経費率（（経費－機械化関連費用）／業務粗利益）

## 事業報告

### (2) 財産および損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
預 金	902,030	920,654	1,008,684	1,002,587
定期性預金	483,363	483,351	486,400	455,168
その他	418,667	437,303	522,284	547,418
貸 出 金	698,420	714,678	750,220	753,831
個人向け	115,038	116,189	114,757	115,623
中小企業向け	419,735	439,779	472,968	473,545
その他	163,646	158,710	162,494	164,662
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—
有 価 証 券	304,272	299,751	307,672	303,572
国 債	52,294	34,324	21,771	14,518
その他	251,978	265,426	285,901	289,054
総 資 産	1,085,214	1,112,553	1,233,881	1,200,814
内 国 為 替 取 扱 高	3,371,954	3,403,732	3,369,708	3,389,962
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 349	百万ドル 484	百万ドル 410	百万ドル 395
経 常 利 益	1,719	2,324	1,391	2,050
当 期 純 利 益	900	1,258	792	1,534
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 銭 70.72	円 銭 106.07	円 銭 59.83	円 銭 133.09

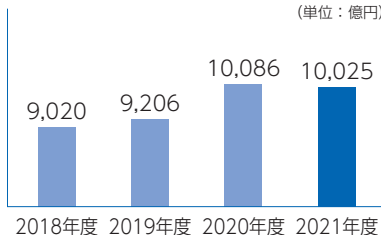
(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当行の株式は1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(当事業年度48千株。)

〈ご参考〉 主要な指標の推移

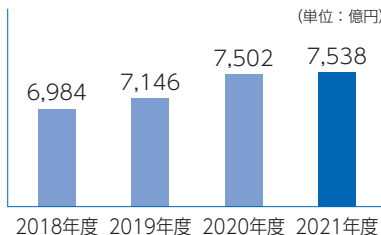
預金

(単位：億円)



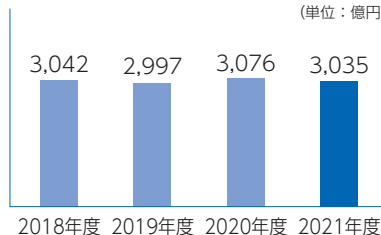
貸出金

(単位：億円)



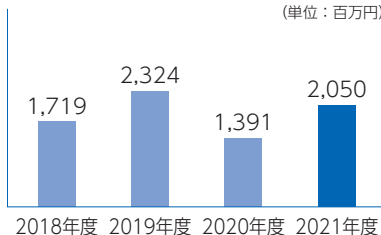
有価証券

(単位：億円)



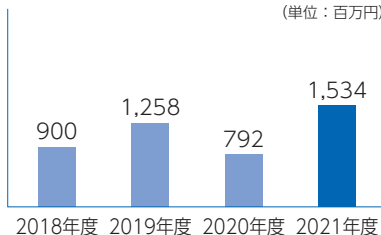
経常利益

(単位：百万円)



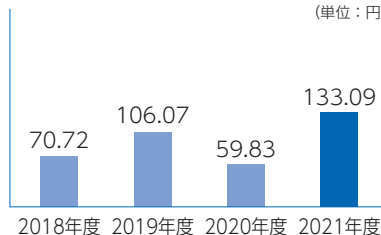
当期純利益

(単位：百万円)



1株当たり当期純利益

(単位：円)



(3) 使用人の状況

	当年度末
使用人数	755人
平均年齢	41才 1月
平均勤続年数	18年 0月
平均給与月額	377千円

	当年度末	
	本部部門	営業店部門
使用人数	241人	514人

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇員および嘱託を除いた在籍者数を記載しております。  
 2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
 3. 平均給与月額は、3月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含んでおりません。

## 事業報告

### (4) 営業所等の状況

#### イ 営業所数

			当 年 度 末	
			店	うち出張所
高	知	県	60	(0)
愛	媛	県	5	(0)
徳	島	県	3	(0)
香	川	県	1	(0)
岡	山	県	1	(0)
大	阪	府	1	(0)
東	京	都	1	(0)
合		計	72	(0)

(注) 1. 高知県の営業所数には、インターネット専用支店（1カ店）、および店舗内店舗（ランチ・イン・ランチ）を含んでおります。

2. 当年度においては、城辺支店が宿毛支店に、宇佐支店が高岡支店に、佐賀支店が中村支店に移転統合しており、店舗内店舗による店舗統合後の営業拠点総数は65店舗となっております。

#### ロ 当年度新設営業所

該当ありません。

(注) 当年度において店舗外現金自動設備を次のとおり1カ所新設いたしました。

設 置 場 所	所 在 地
エ ー ス ワ ン 新 本 町 店 出 張 所	高知県高知市新本町2丁目41番5

#### ハ 当年度廃止営業所

該当ありません。

(注) 当年度において店舗外現金自動設備を次のとおり1カ所廃止いたしました。

設 置 場 所	所 在 地
須 崎 青 木 町 出 張 所	高知県須崎市青木町1番19号



## (5) 設備投資の状況

### イ 設備投資の総額

設備投資の総額	763百万円
---------	--------

(注) 設備投資の総額には、有形固定資産のほか、無形固定資産を含んでおります。

### ロ 重要な設備の新設等

#### 1. 新設した設備

営業所等	所在地	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延べ面積 (㎡)	価額 (百万円)	完了年月
北支店隣地	高知県市	支店用地	158.83	－	29	2021年8月
エースワン 新本町出張所	高知県市	出張所	－	8.52	9	2022年2月

(注) 1. 北支店隣地は、支店用地購入のため建物延べ面積を記載しておりません。

2. エースワン新本町出張所の土地は、賃借のため敷地面積を記載しておりません。

#### 2. 売却した設備

営業所等	所在地	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延べ面積 (㎡)	価格 (百万円)	完了年月
片町研修会館 ・独身寮跡地	高知県市	土地	995.44	－	126	2021年9月
旧南支店	高知県市	旧店舗	607.30	584.37	65	2022年3月

(注) 片町研修会館・独身寮跡地には、建物はないため建物延べ面積を記載しておりません。

#### 3. 改修した設備

営業所等	所在地	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延べ面積 (㎡)	価格 (百万円)	完了年月
事務センター	高知県市	外壁改修	721.49	3,380.05	33	2022年3月

## 事業報告

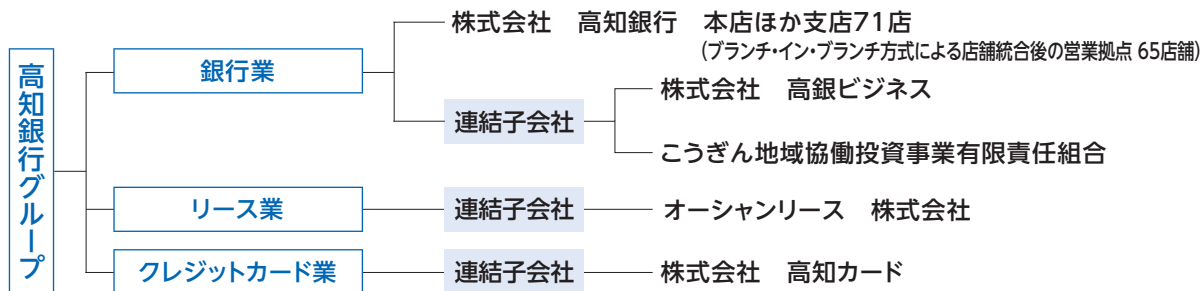
### (6) 重要な子会社等の状況

#### イ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
株式会社 高銀ビジネス	高知市本町 三丁目3番4号	現金整理、物品販売、店舗 警備、店舗清掃等の業務	百万円 10	% 100	子会社
オーシャンリース 株式会社	高知市知寄町 一丁目4番30号 YKSちよビル3F	リース業務	20	45 (一)	子法人
株式会社 高知カード	高知市知寄町 一丁目4番30号 YKSちよビル2F	クレジットカード業務	20	42.5 (37.5)	子法人
こうぎん地域協働 投資事業 有限責任組合	高知市はりまや町 一丁目5番28号	投資業務	600	—	子法人

(注) 1. 上記4社が、連結子会社であります。

2. 「当行が有する子会社等の議決権比率」欄の( )内は、間接所有の割合(内書き)であります。



## □ 重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀37行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀37行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行62行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合141組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連613（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀37行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. ゆうちょ銀行との提携により、CAFIS経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金サービスを行っております。また、セブン銀行、ローソン銀行およびコンビニに設置しているイーネットとは、CAFIS経由方式で現金自動設備による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
5. 四国島内第二地銀協地銀4行（当行、香川銀行、徳島大正銀行、愛媛銀行）の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金時の利用手数料の無料サービスを行っております。

## (7) 事業譲渡等の状況

記載すべき事項はありません。

## (8) その他銀行の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

## 事業報告

### 2. 会社役員（取締役および監査役）に関する事項

#### (1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
森下勝彦	(代表取締役) 取締役会長 監査部担当		
海治勝彦	(代表取締役) 取締役頭取 人事部担当		
三宮昌子	常務取締役 営業本部担当 営業本部長		
成瀬洋	常務取締役 経営統括部・総務部・ コンプライアンス統括部担当		
田村忍	常務取締役 融資統括部・市場金融部担当		
北川展子 (現姓：永房)	取締役 (社外取締役)	北川展子法律事務所弁護士 株式会社ヨンドシーホールディングス 取締役監査等委員 (社外取締役)	
井奥和男	取締役 (社外取締役)	社会福祉法人高知県社会福祉協議会会長	
近谷逸郎	取締役 (社外取締役)	青陵法律事務所弁護士	
山田浩	常勤監査役 (社外監査役)		
吉田剛	常勤監査役		
清藤智彦	監査役 (社外監査役)	清藤会計事務所所長 四国税理士政治連盟会長	

#### (当事業年度中に退任した役員)

氏名	退任時の地位	退任日
和田廣男	(代表取締役) 専務取締役	2021年6月25日退任 (任期満了)
別役壽夫	取締役 (社外取締役)	2021年6月25日退任 (任期満了)
久保田寿一	監査役 (社外監査役)	2022年2月9日退任 (辞任)

## 〈ご参考〉スキル・マトリックス

当行の取締役および監査役が有するスキルや経験等は以下のとおりであります。  
なお、以下のスキルは、すべての専門性・経験・知見を表すものではありません。

### 〈社内取締役・社内監査役〉

氏名	地位	スキル区分						
		企業経営 経営戦略	リスク管理	財務会計	企業審査・支援	市場運用	営業	デジタル IT戦略
森下勝彦	取締役 会長	○	○	○	○	○	○	
海治勝彦	取締役 頭取	○	○	○	○		○	○
三宮昌子	常務 取締役		○				○	○
成瀬洋	常務 取締役	○	○		○	○		
田村忍	常務 取締役				○	○	○	
吉田剛	監査役		○	○	○		○	

### 〈社外取締役・社外監査役〉

氏名	地位	スキル区分				
		企業経営	企業法務	リスク管理	財務会計	地域行政・経済
北川展子	取締役		○	○		
井奥和男	取締役			○		○
近谷逸郎	取締役		○	○	○	
山田浩	監査役			○		○
清藤智彦	監査役	○			○	

## 事業報告

- (注) 1. 当行の役員は、2022年3月31日現在、取締役8名、監査役3名の計11名であり、そのうち男性は9名、女性は2名（役員のうち女性の比率は18.18%）で構成されております。なお女性の役員は、当行の常務取締役および社外取締役であります。
2. 取締役北川展子、井奥和男および近谷逸郎の3氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 社外取締役北川展子氏は、婚姻により、戸籍の氏を永房姓へ変更いたしました。旧姓の北川にて弁護士業務を行っております。
4. 監査役山田 浩および清藤智彦の両氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 近谷逸郎氏は、2021年6月25日開催の第141期定時株主総会において、取締役に新たに選任され、就任いたしました。
6. 監査役清藤智彦氏は、税理士としての資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当事業年度中において、次のとおり取締役の担当および重要な兼職の変更がありました。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
森下勝彦	取締役頭取 監査部担当	取締役会長 監査部担当	2021年6月25日
海治勝彦	常務取締役 経営統括部・人事部担当	取締役頭取 人事部担当	2021年6月25日
成瀬洋	常務取締役 融資統括部・与信管理部担当 与信管理部長	常務取締役 融資統括部・与信管理部担当 融資統括部長兼与信管理部長	2021年4月30日
	常務取締役 融資統括部・与信管理部担当 融資統括部長兼与信管理部長	常務取締役 経営統括部・総務部・ コンプライアンス統括部担当	2021年6月25日
田村忍	常務取締役 コンプライアンス統括部・ 事務システム部担当	常務取締役 融資統括部・与信管理部・ 市場金融部担当 与信管理部長	2021年6月25日
	常務取締役 融資統括部・与信管理部・ 市場金融部担当 与信管理部長	常務取締役 融資統括部・市場金融部担当	2021年9月1日

氏名	異動前	異動後	異動年月日
北川 展子	取締役 (兼職) 北川展子法律事務所弁護士 日本証券業協会法務参事 株式会社ヨンドシーホールディングス 取締役監査等委員 (社外取締役)	取締役 (兼職) 北川展子法律事務所弁護士 株式会社ヨンドシーホールディングス 取締役監査等委員 (社外取締役)	2021年12月31日
井 奥 和 男	取締役 (兼職) 公益財団法人高知県文化財団理事長	取締役	2021年6月28日
	取締役	取締役 (兼職) 社会福祉法人高知県社会福祉協議会会長	2021年6月29日

8. 2022年4月1日付にて、次のとおり取締役の担当および重要な兼職の変更がありました。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
三 宮 昌 子	常務取締役 営業本部担当 営業本部長	常務取締役 総務部・コンプライアンス統括部担当	2022年4月1日
成 瀬 洋	常務取締役 経営統括部・総務部・ コンプライアンス統括部担当	常務取締役 経営統括部・市場金融部担当	2022年4月1日
田 村 忍	常務取締役 融資統括部・市場金融部担当	常務取締役 融資統括部・事務システム部担当	2022年4月1日
北 川 展 子	取締役 (兼職) 北川展子法律事務所弁護士 株式会社ヨンドシーホールディングス 取締役監査等委員 (社外取締役)	取締役 (兼職) 島田みらい法律事務所弁護士 株式会社ヨンドシーホールディングス 取締役監査等委員 (社外取締役)	2022年4月1日

## 事業報告

(ご参考)

当行は執行役員制度を採用しております。執行役員の氏名、地位および担当は以下のとおりであります。

(2022年4月1日現在)

氏名	地位	担当
吉 村 卓 浩	上 席 執 行 役 員	営業本部長
山 本 一 也	上 席 執 行 役 員	営業本部副本部長
松 田 裕 邦	執 行 役 員	本店営業部長
深 見 英 治	執 行 役 員	営業企画部長
寺 川 智 文	執 行 役 員	経営統括部長
戸 梶 由 博	執 行 役 員	デジタル営業部長

### (2) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
北 川 展 子	当行は、社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。
井 奥 和 男	
近 谷 逸 郎	
山 田 浩 浩	
清 藤 智 彦	

(注) 2022年2月9日をもって辞任した久保田寿一氏との間においても、同様の責任限定契約を締結しております。

### (3) 補償契約

補償契約は、締結しておりません。

### (4) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当 行 取 締 役	当行は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当行が負担しております。 当該保険契約により被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追求に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補するものであり、1年毎に契約を更新しております。 なお、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。
当 行 監 査 役	
当 行 執 行 役 員	



〈メモ欄〉

招集ご通知

株主総会  
参考書類

事業報告

計算書類・  
連結計算書類

監査報告書

## 事業報告

### (5) 会社役員に対する報酬等

#### ① 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	人数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			
			基本報酬	業績連動報酬等	退職慰労金	
取締役	社内取締役	6名	107百万円	96百万円	11百万円	—
	社外取締役	4名	13百万円	13百万円	—	—
	合計	10名	121百万円	110百万円	11百万円	—
監査役	社内監査役	1名	13百万円	13百万円	—	—
	社外監査役	3名	23百万円	23百万円	—	—
	合計	4名	36百万円	36百万円	—	—

- (注) 1. 「人数」には、2021年6月25日開催の第141期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および2022年2月9日をもって辞任した監査役1名を含んでおります。
2. 業績連動報酬等は、株式報酬に係る費用計上額であります。
3. 2008年6月26日開催の第128期定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給を決議しており、現任の取締役1名に対する支給予定額は7,300千円であります。
- なお、打ち切り支給の時期につきましては、当該役員退任以降とすることを予定しております。

#### ② 業績連動報酬等に関する事項

当行は、業績連動報酬として業績連動型株式報酬制度を導入しております。

業績連動型株式報酬はポイント制としており、制度対象者に付与されるポイントは、役位に応じて付与される「役位別ポイント」80%と評価対象期間における業績指標の目標達成率に応じて付与される「業績連動ポイント」20%で構成しております。ポイントは年度毎に付与され、原則として退任時に付与されたポイントの累積数に相当する当行の普通株式が交付されます。

業績指標につきましては、事業年度毎に業績向上への貢献意欲を高め当行の企業価値向上につなげていくことを目的に、主要指標の一つである当期純利益を採用しております。「業績連動ポイント」は目標達成率に応じて支給率0.60～1.00の範囲としており、ポイントの付与については指名報酬委員会の審議を経たうえで取締役会にて決定しております。

なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標は、当期純利益10億円であり、実績は15億円でありました。

## ③ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

役員区分	報酬等の種類	報酬等の総額	株主総会決議日	決議された株主総会 終結時点の人数
取締役	金銭報酬	年額132百万円以内	2008年6月26日	7名 (うち社外取締役0名)
社内取締役	業績連動型株式報酬	当初4年間は72百万円以内 以後延長時は3年間54百万円以内	2017年6月27日	6名
監査役	金銭報酬	年額54百万円以内	2008年6月26日	5名

(注) 1. 業績連動型株式報酬は、2021年11月10日開催の取締役会決議により、期間を延長しております。

2. 株式報酬型ストック・オプションは廃止しており、新規に新株予約権の付与は行っていません。

## ④ 役員報酬等の内容の決定に関する方針

当行は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

## ⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当行取締役の報酬は、役位毎の責任の重さに応じた基本報酬と、当行の中長期的な企業価値向上に向けた意識強化を目的とする業績連動型株式報酬により構成されており、業績への責任に鑑み、役位が高いほど、報酬全体に占める業績連動型株式報酬の割合を高くすることとしております。

基本報酬および業績連動型株式報酬の決定におきましては、当行の業績を踏まえて、指名報酬委員会に諮問のうえ、取締役会で決定することとしております。

なお、社外取締役および監査役の報酬については、中立性と独立性の観点から基本報酬のみとしております。

## ⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

記載すべき事項はありません。

## 事業報告

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

他の法人等との重要な兼職の状況につきましては、「2. 会社役員（取締役および監査役）に関する事項（1）会社役員の状況」に記載のとおりであります。なお、当行と当該他の法人等との間には、開示すべき関係はありません。

#### (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会および監査役会への出席状況	取締役会および監査役会における発言その他の活動状況
取締役 北川 展子	6年9カ月	○当期開催の取締役会 18回のうち17回出席	取締役会および指名報酬委員会の議案・審議等において、主に弁護士としての知見に基づき、専門的な立場から監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適切性を確保するための役割を果たしております。 また、指名報酬委員会の委員長として、独立した立場から役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 井奥 和男	2年9カ月	○当期開催の取締役会 18回すべてに出席	取締役会および指名報酬委員会の議案・審議等において、主に高知県の行政分野にて培われた豊富な知識と経験に基づき、専門的な立場から監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適切性を確保するための役割を果たしております。 また、指名報酬委員会の委員として、独立した立場から役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 近谷 逸郎	0年9カ月	○就任以降開催の取締役会 14回すべてに出席	取締役会および指名報酬委員会の議案・審議等において、主に金融機関にて培われた豊富な知識と経験、法律に関する専門的知識に基づき、意思決定の妥当性・適切性を確保するための役割を果たしております。 また、指名報酬委員会の委員として、独立した立場から役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
監査役 山田 浩	5年9カ月	○当期開催の取締役会 18回すべてに出席 ○当期開催の監査役会 18回すべてに出席	議案・審議等において、主に財務行政にて培われた豊富な知識と経験に基づき、取締役会、監査役会および指名報酬委員会の意思決定の妥当性・適切性を確保するための監督・助言等を行っております。 また、指名報酬委員会の委員として、独立した立場から役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

氏名	在任期間	取締役会および監査役会への出席状況	取締役会および監査役会における発言その他の活動状況
監査役 久保田寿一	1年7カ月	○在任期間開催の取締役会 16回のうち12回出席 ○在任期間開催の監査役会 17回のうち14回出席	議案・審議等において、主に高知県行政における要職にて培われた豊富な知識と経験に基づき、取締役会、監査役会および指名報酬委員会の意思決定の妥当性・適切性を確保するための監督・助言等を行ってまいりました。 また、指名報酬委員会の委員として、独立した立場から役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担ってまいりました。
監査役 清藤智彦	1年9カ月	○当期開催の取締役会 18回すべてに出席 ○当期開催の監査役会 18回すべてに出席	議案・審議等において、主に税理士としての専門的知見に基づき、取締役会、監査役会および指名報酬委員会の意思決定の妥当性・適切性を確保するための監督・助言等を行ってまいりました。 また、指名報酬委員会の委員として、独立した立場から役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担ってまいりました。

- (注) 1. 上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当行定款第21条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議を6回行っております。
2. 取締役近谷逸郎氏は、2021年6月25日開催の第141期定時株主総会において、新たに選任され就任いたしましたので、2021年6月25日以降に開催された取締役会への出席状況を記載しており、開催回数が他の社外役員と異なっております。なお、書面決議は5回行っております。
3. 監査役久保田寿一氏は、2022年2月9日付にて監査役を辞任いたしましたので、開催回数が他の社外役員と異なっております。なお、書面決議は4回行っております。

### (3) 社外役員に対する報酬等

社外役員に対する報酬等につきましては、「2. 会社役員（取締役および監査役）に関する事項  
(5) 会社役員に対する報酬等① 当事業年度に係る報酬等の総額等」に記載のとおりであります。

### (4) 社外役員の意見

記載すべき事項はありません。

# 事業報告

## 4. 当行の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

### (1) 株式数

発行可能株式総数	
普通株式	40,900千株
第1種優先株式	40,900千株
発行済株式の総数	
普通株式	10,244千株
(自己株式78,644株含む)	
第1種優先株式	7,500千株

### (2) 当年度末株主数

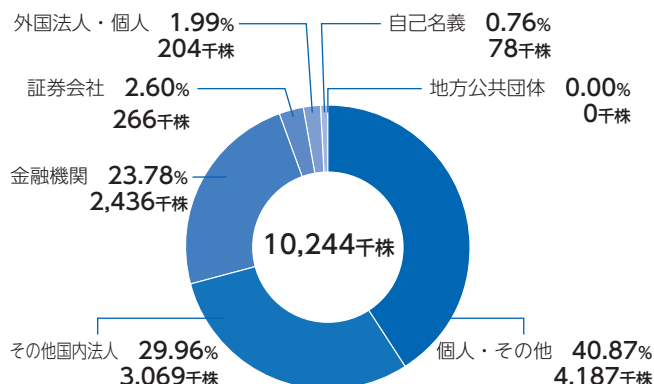
普通株式	5,672名
	(前期末比41名増)
第1種優先株式	1名

### (3) 大株主

#### ① 普通株式（上位10名）

### 株式分布状況（普通株式）

#### ■所有者別分布



(年度末現在)

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	815	8.01
高知銀行持株会	479	4.72
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	446	4.39
技研ホールディングス株式会社	415	4.08
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	371	3.65
四国総合信用株式会社	206	2.02
S M B C 日興証券株式会社	170	1.67
株式会社技研製作所	169	1.66
株式会社ヨンキユウ	167	1.64
株式会社日本カストディ銀行（証券投資信託口）	142	1.40

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（78,644株）を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 当行は業績連動型株式報酬制度を導入しており、株式会社日本カストディ銀行（信託口）（以下「カストディ信託口」といいます。）が当行株式62千株を取得しております。

なお、カストディ信託口が所有する当行株式については、自己株式に含めておりません。

② 第1種優先株式

(年度末現在)

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社 整理回収機構	7,500	100.00

(注) 第1種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等でありませぬ。

(4) 役員保有株式

役員区分	交付対象者数	交付株式の総数	交付株式の内訳	
			受取られた株式数	金銭換価された株式数
社内取締役	1名	普通株式 8,076株	普通株式 6,476株	普通株式 1,600株
社外取締役	—	—	—	—
社内監査役	—	—	—	—
社外監査役	—	—	—	—

(注) 1. 業績連動型株式報酬制度に基づき、当事業年度中に退任した会社役員に対して交付した株式を記載しております。  
2. 交付株式の一部は金銭換価し、換価処分金相当額を給付しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

## 事業報告

### 5. 会計監査人に関する事項

#### (1) 会計監査人の状況

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ 監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 脇田 勝裕 指定有限責任社員 業務執行社員 青木 靖英	6,450万円	(報酬等について監査役会が同意した理由) 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、報酬の前提となる見積りの算出根拠及び会計監査人の職務遂行状況等について確認し審議した結果、本報酬額は適正な監査を実施するために妥当な水準であると判断し、会計監査人の報酬等について同意いたしました。

- (注) 1. 当行および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 6,690万円  
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る監査報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

#### (2) 責任限定契約

責任限定契約は、締結しておりません。

#### (3) 補償契約

補償契約は、締結しておりません。

#### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の監査の適切性について、監査品質や独立性等から毎年総合的に評価し、必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

### 6. 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

記載すべき事項はありません。



<メ モ 欄>

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

計算書類

第142期末 (2022年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
現 金 預 け 金	128,279	預 金	1,002,587
現 預 金	16,334	当 座 預 金	50,804
預 け 金	111,944	通 貯 蓄 預 金	478,870
金 銭 の 信 託 券	1,069	通 定 期 預 積 金	10,912
有 価 証 券	303,572	定 額 積 蓄 預 金	1,185
国 債	14,518	そ の 他 の 預 金	448,026
地 方 債	3,301	譲 渡 性 の 預 金	7,142
社 債	173,906	借 入 金	5,645
株 式	16,867	そ の 他 の 負 債	19,930
そ の 他 の 証 券	94,978	未 払 法 人 税	98,666
貸 出 金	753,831	未 前 給 金	6,675
引 手 形 付 付 越	2,948	未 前 給 金	110
手 形 貸 付	20,289	給 付 補 填 備 金	473
証 書 貸 付	626,746	融 派 生 商 品 務 債	466
当 座 貸 付	103,848	そ の 他 の 負 債	1
外 国 為 替	1,012	賞 与 引 当 金	997
外 国 他 店 預 け 替	976	睡 眠 預 金 払 戻 引 当 金	13
取 立 外 国 為 替	36	株 式 報 酬 引 当 金	4,613
そ の 他 の 資 産	7,840	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	355
前 払 費 用	74	支 払 承 諾	163
未 収 収 益	817	負 債 の 部 合 計	49
金 融 派 生 商 品	28		1,523
そ の 他 の 資 産	6,920		1,749
有 形 固 定 資 産	15,444	( 純 資 産 の 部 )	1,131,701
建 物	4,755	資 本 金	19,544
土 地	9,679	資 本 剰 余 金	16,698
リ ー ス 資 産	12	資 本 準 備 金	11,751
建 物 仮 勘 定	45	そ の 他 資 本 剰 余 金	4,947
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	952	利 益 剰 余 金	25,947
無 形 固 定 資 産	210	利 益 準 備 金	1,188
ソ フ ト ウ ェ ア	160	そ の 他 利 益 剰 余 金	24,758
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	7	圧 縮 記 帳 積 立 金	237
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	42	繰 越 利 益 剰 余 金	24,521
前 払 年 金 費 用	297	自 己 株 式	△187
繰 延 税 金 資 産	175	【株 主 資 本 合 計】	62,002
支 払 承 諾 見 返 金	1,749	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,919
貸 倒 引 当 金	△12,672	土 地 再 評 価 差 額 金	3,160
資 産 の 部 合 計	1,200,814	【評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計】	7,079
		新 株 予 約 権	30
		純 資 産 の 部 合 計	69,113
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,200,814

招集ご通知

株主総会  
参考書類

事業報告

計算書類・  
連結計算書類

監査報告書

# 第142期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常収益		16,385
資金運用収益		13,522
貸出証券の利息		9,684
貸付の預金		3,582
貸付の預金の利息		2
貸付の預金の利息		250
貸付の預金の利息		1
貸付の預金の利息		1,987
貸付の預金の利息		576
貸付の預金の利息		1,410
貸付の預金の利息		499
貸付の預金の利息		0
貸付の預金の利息		239
貸付の預金の利息		259
貸付の預金の利息		376
貸付の預金の利息		102
貸付の預金の利息		162
貸付の預金の利息		23
貸付の預金の利息		87
経常費用		14,335
資金調達費用		207
預金		197
預金の利息		4
預金の利息		3
預金の利息		0
預金の利息		0
預金の利息		1,299
預金の利息		76
預金の利息		1,223
預金の利息		384
預金の利息		40
預金の利息		111
預金の利息		217
預金の利息		6
預金の利息		7
預金の利息		10,998
預金の利息		1,446
預金の利息		1,109
預金の利息		41
預金の利息		201
預金の利息		20
預金の利息		74
経常利益		2,050
特別利益		154
固定資産処分益		154
特別損失		89
固定資産処分損失		7
固定資産処分損失		81
税引前当期純利益		2,115
法人税、住民税及び事業税		355
法人税、住民税及び事業税		225
法人税、住民税及び事業税		580
当期純利益		1,534

招集ご通知

株主総会  
参考書類

事業報告

計算書類・  
連結計算書類

監査報告書

## 連結計算書類

### 第142期末 (2022年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
現 金 預 け 金	128,416	預 金	1,001,284
金 銭 の 信 託	1,069	讓 渡 性 預 金	19,930
有 価 証 券	303,891	借 用 金	102,515
貸 出 金	751,899	そ の 他 負 債	9,263
外 国 為 替	1,012	賞 与 引 当 金	366
リース債権及びリース投資資産	5,948	退 職 給 付 に 係 る 負 債	21
そ の 他 資 産	14,365	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	163
有 形 固 定 資 産	15,542	株 式 報 酬 引 当 金	49
建 物	4,757	繰 延 税 金 負 債	117
土 地	9,689	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,523
建 物 仮 勘 定	45	負 の の れ ん	51
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,050	支 払 承 諾	1,749
無 形 固 定 資 産	215	負 債 の 部 合 計	1,137,035
ソ フ ト ウ ェ ア	163	( 純 資 産 の 部 )	
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	7	資 本 金	19,544
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	44	資 本 剰 余 金	16,696
退 職 給 付 に 係 る 資 産	307	利 益 剰 余 金	28,075
繰 延 税 金 資 産	167	自 己 株 式	△187
支 払 承 諾 見 返	1,749	【株 主 資 本 合 計】	64,127
貸 倒 引 当 金	△13,016	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,994
資 産 の 部 合 計	1,211,569	土 地 再 評 価 差 額 金	3,160
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	6
		【そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計】	7,161
		新 株 予 約 権	30
		非 支 配 株 主 持 分	3,213
		純 資 産 の 部 合 計	74,533
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,211,569

招集ご通知

株主総会  
参考書類

事業報告

連結計算書類・  
計算書類

監査報告書

## 第142期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 連結損益計算書 (単位:百万円)

科 目	金 額
<b>経 常 収 益</b>	<b>22,099</b>
資 金 運 用 収 益	13,549
貸 出 金 利 息	9,687
有 価 証 券 利 息 配 当 金	3,607
コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	2
預 け 金 利 息	250
そ の 他 の 受 入 利 息	1
役 務 取 引 等 収 益	2,239
そ の 他 業 務 収 益	5,849
そ の 他 経 常 収 益	460
償 却 債 権 取 立 益	102
そ の 他 の 経 常 収 益	357
<b>経 常 費 用</b>	<b>19,785</b>
資 金 調 達 費 用	226
預 金 利 息	197
譲 渡 性 預 金 利 息	4
コ ー ル マ ー ネ ー 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息	3
借 用 金 利 息	20
役 務 取 引 等 費 用	1,467
そ の 他 業 務 費 用	5,344
営 業 経 費 用	11,254
そ の 他 経 常 費 用	1,491
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,128
そ の 他 の 経 常 費 用	363
<b>経 常 利 益</b>	<b>2,314</b>
<b>特 別 利 益</b>	<b>154</b>
固 定 資 産 処 分 益	154
<b>特 別 損 失</b>	<b>89</b>
固 定 資 産 処 分 損 失	7
減 損 損 失	81
<b>税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益</b>	<b>2,378</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	444
法 人 税 等 調 整 額	233
法 人 税 等 合 計	677
当 期 純 利 益	1,701
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	95
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	1,606

招集ご通知

株主総会  
参考書類

事業報告

計算書類・  
連結計算書類

監査報告書

## 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

株式会社高知銀行  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

神戸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 脇 田 勝 裕  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 青 木 靖 英  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社高知銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの第142期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

株式会社高知銀行  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

神戸事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 脇 田 勝 裕指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 青 木 靖 英

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社高知銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社高知銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその付属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第142期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な稟議書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

株式会社高知銀行 監査役会

常勤監査役 山 田 浩 印

常勤監査役 吉 田 剛 印

監 査 役 清 藤 智 彦 印

(注) 監査役山田浩及び監査役清藤智彦は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 〈ご参考〉コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方、運営方針を「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」に定めております。

なお、本基本方針は当行ホームページで公表しております。

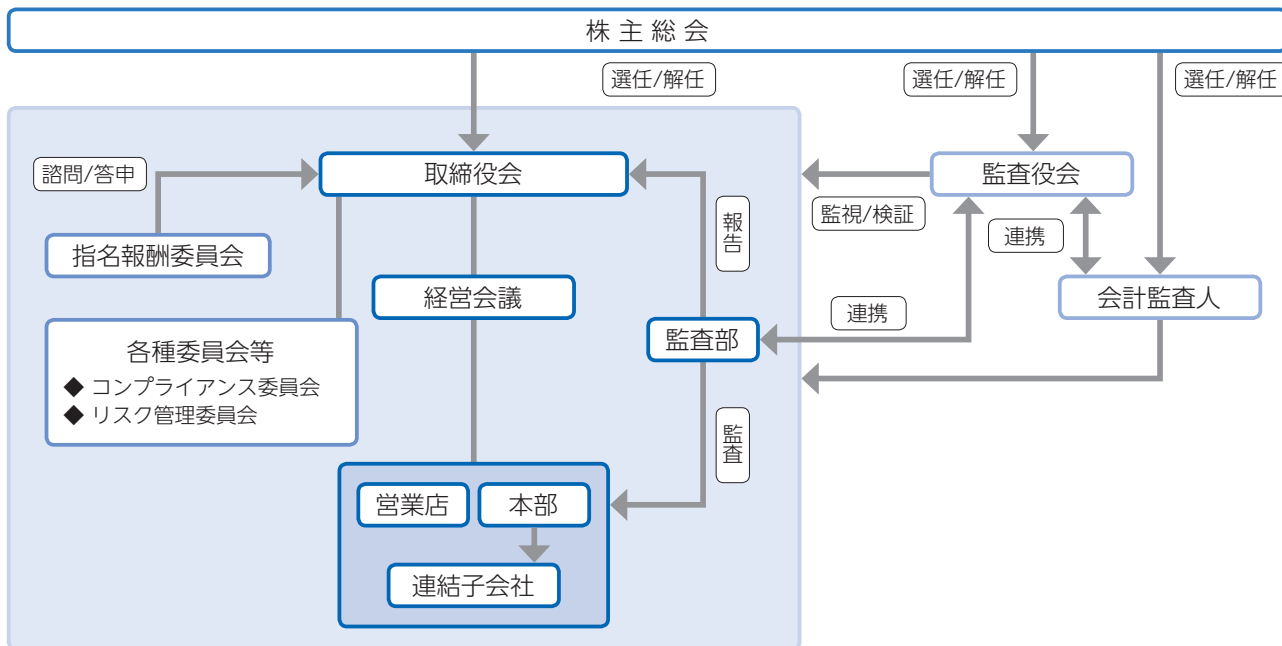
<https://www.kochi-bank.co.jp/about/corporate-governance.html>



### <<コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方>>

- ・株主、お客さま、地域社会、職員等ステークホルダーの利益を考慮し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、経営の意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、迅速かつ果敢な意思決定を行う適切なコーポレート・ガバナンス態勢を構築いたします。
- ・地域のお客さまに安心してお取引いただけるよう、地域金融機関としての社会的責任と公共的使命を十分認識し、コンプライアンスを重視する企業風土の醸成に努めます。
- ・取締役会による業務執行の監督機能を一層充実させるため、社外取締役が役割を発揮するための態勢づくりに不断に取り組みます。

### <<コーポレート・ガバナンス体制図>>



### <<取締役候補、執行役員候補および監査役候補の指名方針>>

- ・ 当行の取締役および執行役員ならびに監査役候補者は、以下の選任基準を踏まえ指名・選任します。

(共通選任基準)

- (1) 優れた人格、幅広い見識、豊富な知識を有する者
- (2) 高い倫理観をもち、法令等の遵守に誠実である者
- (3) 善良なる管理者の注意をもって、その職務を的確に遂行できる者
- (4) 当行の経営理念のもと、持続的な企業価値の向上に資する職責を果たすことができる者

(取締役および執行役員の選任において重視する基準)

適切な業務執行に必要な経営感覚

(社外役員の選任において重視する基準)

企業経営、財務会計、税務もしくは法律その他いずれかの専門的知見および豊富な経験

(監査役の選任において重視する基準)

適切な監査の確保に資する独立性

- ・ 取締役および執行役員ならびに監査役の解任提案にあたっては、以下の解任基準を踏まえ決定します。

- (1) 反社会的勢力と関係をもつなど公序良俗に反する行為を行った場合
- (2) 選任基準の各要件を欠くことが認められた場合
- (3) 職務の継続が困難となった場合

### <<取締役候補、執行役員候補および監査役候補の指名ならびに解任手続き>>

- ・ 経営陣幹部である役付取締役の選定および執行役員の選任、ならびに社内取締役候補者の指名については、社内取締役が候補者を推薦し、指名報酬委員会の提言を受け、取締役会において決定します。
- ・ 社外取締役候補者の指名については、社内取締役が候補者を推薦し、指名報酬委員会の提言を受け、取締役会において決定します。
- ・ 監査役候補者の指名については、社内取締役が候補者を推薦し、指名報酬委員会の提言を受け、監査役会の同意を得たうえで、取締役会において決定します。
- ・ 取締役および執行役員、ならびに監査役が解任基準に抵触すると認められる場合には、指名報酬委員会に諮問のうえ取締役会において解任または解任議案を決定します。

## <<政策保有株式の保有方針および議決権行使基準>>

### (1) 上場株式の政策保有に関する方針

地域金融機関として、当行および投資先企業双方の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目的に、投資先企業との連携関係の維持・拡大、地域貢献や資本コスト等の経済合理性などを踏まえて保有意義を判断し、その保有意義が認められる場合を除き、保有しないことを基本方針とします。

### (2) 政策投資株式の保有意義検証

政策保有株式については、保有目的に応じた便益や投資先の財務・業績等のリスク等が資本コストに見合っているか、将来の見通し等も踏まえて、投資先ごとの保有意義の妥当性を定期的に取り締役会において検証します。

政策保有の目的に照らし保有意義が薄れた株式については、配当利回りや株価の状況等の経済合理性を踏まえて適宜売却等を検討します。

### (3) 政策保有株式の議決権行使基準

議決権行使にあたっては、投資先企業の中長期的な企業価値向上の観点を重視し、個別に議案への賛否を判断します。

特に以下の議案については、十分な検証を行い賛否の適切性を確保します。

- ・法令違反や反社会的行為などの不祥事が発生した企業の議案
- ・取締役の解任、支配権の変動、組織改変などにより株式価値が大幅に変動することが予想される議案
- ・前事業年度決算において赤字を計上するなど、業績が著しく悪化している企業の議案
- ・敵対的買収の予防策など、株式価値の潜在的な変動要因等を発生させる議案等

# こうぎんSDGs宣言

株式会社高知銀行《こうぎん》は、SDGsの達成に貢献するため、以下の活動を通じて共通価値を育み、地域の持続可能性を高めていくことを宣言いたします。



## こうぎんSDGs宣言に係る取り組みの状況

(2022年5月現在)

### Regional 【地域】

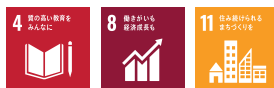
地域が享受する自然の恵みを守るとともに、農林水産業をはじめとするさまざまな産業の活性化に努めます。



土佐町とのSDGs推進に関する包括協定締結、合同勉強会開催  
農林水産支援室や経営アドバイザーによる支援活動  
ビジネスアドバイザーによる創業や事業承継、本業サポートの強化  
「こうぎんSDGs経営支援サービス」による、お取引先のSDGs貢献支援  
地域のブランディング活動支援

### Social 【社会】

コンサルティング機能を強化し、豊かな暮らしの持続やさらなる発展に向け汗を流します。



パーソナルアドバイザーによる暮らしサポートの強化  
学生への金融経済セミナー等、金融リテラシーの向上に資する対話の促進  
地域交流活性化イベントの実施（南支店、こどもサッカー教室、こども金融科学教室など）  
高知県と地域見守り活動に関する協定を締結  
非常用食料の寄贈などフードドライブ活動を支援  
移動金融車を活用した金融サービス網の維持  
自治体新電力、環境関連事業、防災関連事業への融資  
「こうぎんSDGs応援私募債」の引受および発行に伴う寄付・寄贈  
福祉活動・公益事業等支援につながる商品導入（「こうぎんSDGs応援私募債」[SDGs応援定期]）

### Environment 【環境】

環境に配慮した活動を推進するとともに、環境安全につながる皆さまの取り組みをサポートします。



EV・ハイブリッド車やWeb会議システムの活用による脱炭素化  
生態系保全等、環境配慮型事業の促進に向けたビジネスマッチング  
RPAを活用した省エネ化  
モバイルPCを活用したペーパーレス口座開設サービスの開始  
環境配慮型商品・サービスの拡充  
地域清掃活動（お遍路ウォーキング、はりまや橋周辺の清掃等）  
環境再生に向けた四万十川流域の科学的調査に協力

### Governance 【企業統治】

多種多様なステークホルダーと協働することによって、健全な経営を実現します。



女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を実践（えるばし認定等）  
働きがいのある職場づくり（健康経営優良法人・健康経営宣言・プラチナくるみん等）  
多様な見識を持つ社外役員の登用および独立性の確保  
取締役会の諮問機関として指名報酬委員会を設置  
グループガバナンスの強化（事業開発委員会の設置等）  
DX戦略の推進に向けたデジタル営業部の新設  
一般財団法人高銀地域経済振興財団による学術研究等への助成金贈呈  
大学発ベンチャー企業を応援する「高知県発ベンチャー投資事業有限責任組合」へ出資

# 株主総会会場ご案内図



## 株主総会 会場

### 本店5階ホール

高知市堺町2番24号  
 当行本店5階ホール  
 TEL : 088-822-9311 (代表)



## 当行本店までの所要時間

JR高知駅より徒歩にて約15分、はりまや橋より徒歩にて約3分。

<お願い>

お車で越しの株主さまは、本店南側の当行専用駐車場をご利用ください。



- 株主さま同士のお席の間隔を広く取るため、会場の席数を大幅に少なくしております。  
 ご用意した席数を超える株主さまがお見えの場合、悪しからずご入場をお断りする場合がございます。
- お土産およびお茶のご用意はございません。  
 何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
 ユニバーサルデザインフォント  
 を採用しています。